

第359回矢板市議会定例会

# 議案書

令和元年12月

矢板市

### 第 3 5 9 回矢板市議会定例会提出議案

- 議案第 1 号 市長の専決処分事項承認について . . . . . P 1  
    専決第 8 号 令和元年度矢板市一般会計補正予算 (第 4 号)
- 議案第 2 号 令和元年度矢板市一般会計補正予算 (第 5 号) . . . . . P 3
- 議案第 3 号 令和元年度矢板市介護保険特別会計補正予算 (第 2 号) . . P 3
- 議案第 4 号 令和元年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算 . . . . . P 3  
    (第 2 号)
- 議案第 5 号 令和元年度矢板市後期高齢者医療特別会計補正予算 . . . . P 3  
    (第 1 号)
- 議案第 6 号 令和元年度矢板市公共下水道事業特別会計補正予算 . . . . P 3  
    (第 2 号)
- 議案第 7 号 令和元年度矢板市水道事業会計補正予算 (第 2 号) . . . . P 3
- 議案第 8 号 公共下水道事業等の公営企業会計移行に伴う関係条例の . . P 4  
    整備に関する条例の制定について
- 議案第 9 号 矢板市個人情報保護条例の一部改正について . . . . . P11
- 議案第 1 0 号 矢板市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 . . P13  
    の一部改正について
- 議案第 1 1 号 矢板市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正につ . . P16  
    いて
- 議案第 1 2 号 矢板市職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員 . . P18  
    の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について
- 議案第 1 3 号 矢板市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正につ . . P28  
    いて

議案第14号 矢板市城の湯やすらぎの里設置及び管理条例の一部改正に・・・P30  
について

議案第15号 市道路線の認定について・・・・・・・・・・・・・・・・P32

議案第16号 栃木県市町村総合事務組合規約の変更について・・・・・・・・P33.

## 議案第 1 号

### 市長の専決処分事項承認について

緊急執行を要した下記事項については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和元年 11 月 29 日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

### 記

専決第 8 号 令和元年度矢板市一般会計補正予算（第 4 号）

専決第8号

専 決 処 分 書

緊急執行を要した下記事項については、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和元年10月31日

矢板市長 齋藤 淳一郎

記

令和元年度矢板市一般会計補正予算（第4号）

議案第 2 号 令和元年度矢板市一般会計補正予算（第 5 号）

議案第 3 号 令和元年度矢板市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 4 号 令和元年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 5 号 令和元年度矢板市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 6 号 令和元年度矢板市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 7 号 令和元年度矢板市水道事業会計補正予算（第 2 号）

（以上別冊）

議案第8号

公共下水道事業等の公営企業会計移行に伴う関係条例の整備に関する  
条例の制定について

公共下水道事業等の公営企業会計移行に伴う関係条例の整備に関する条例を、別紙のように定める。

令和元年11月29日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

矢板市条例第 号

公共下水道事業等の公営企業会計移行に伴う関係条例の整備に関する  
条例

(矢板市まちづくり基本条例の一部改正)

第1条 矢板市まちづくり基本条例（平成23年矢板市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第15条中「水道事業管理者」を「公営企業管理者（当該事業の管理者の権限を行う市長を含む。）」に改める。

(矢板市行政組織条例の一部改正)

第2条 矢板市行政組織条例（平成22年矢板市条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表上下水道事務所の項中「下水道」を「浄化槽」に改める。

(矢板市情報公開条例の一部改正)

第3条 矢板市情報公開条例（平成14年矢板市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「水道事業管理者」を「公営企業管理者（当該事業の管理者の権限を行う市長を含む。）」に改める。

(矢板市個人情報保護条例の一部改正)

第4条 矢板市個人情報保護条例（平成17年矢板市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「水道事業管理者」を「公営企業管理者（当該事業の管理者の権限を行う市長を含む。）」に改める。

(矢板市農業集落排水事業受益者分担金徴収条例の一部改正)

第5条 矢板市農業集落排水事業受益者分担金徴収条例（平成3年矢板市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条中「市長」を「下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）」に改める。

第4条、第7条、第8条第1項及び第9条第1項中「市長」を「管理者」に改める。

(矢板市下水道条例の一部改正)

第6条 矢板市下水道条例（平成2年矢板市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第3号中「市長」を「下水道事業の管理者の権限を行う市長（第18条第2項中「善良な管理者」とある部分を除き、以下「管理者」という。）」に改め、同項第4号中「市長」を「管理者」に改める。

第6条第1項及び第3項、第7条第1項及び第3項、第8条、第9条、第12条、第13条第1項、第14条、第15条第1項、第16条第1項第2号及び第2項ただし書、第17条、第18条、第20条ただし書、第21条、第22条、第25条、第27条第1項、第30条、第32条並びに第33条中「市長」を「管理者」に改める。

(矢板市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正)

第7条 矢板市公共下水道事業受益者負担に関する条例（平成2年矢板市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「市長」を「下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）」に改める。

第3条、第5条、第6条第1項及び第3項、第7条、第8条第2項、第9条、

第10条並びに第11条第1項中「市長」を「管理者」に改める。

(矢板市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第8条 矢板市水道事業の設置等に関する条例（昭和43年矢板市条例第11号）

の一部を次のように改正する。

題名中「矢板市水道事業」の次に「及び下水道事業」を加える。

第1条の見出し中「水道事業の」を削り、同条に次の1項を加える。

- 2 都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資するため、下水道事業（公共下水道事業、農業集落排水事業及びコーリーナ矢板排水処理事業をいう。以下同じ。）を設置する。

第1条の次に次の1条を加える。

(法の全部適用)

第1条の2 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）

第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「令」という。）第1条第2項の規定により、下水道事業に法の規定の全部を適用する。

第2条第1項中「水道事業」の次に「及び下水道事業（以下「上下水道事業」という。）」を加え、同条第2項から第4項までを次のように改める。

- 2 水道事業の経営の規模は、次のとおりとする。

- (1) 給水区域は、矢板市の区域内とする。
- (2) 給水人口は、44,000人とする。
- (3) 1日最大給水量は、26,840立方メートルとする。

- 3 公共下水道事業の経営の規模は、次のとおりとする。

- (1) 排水区域は、矢板市のうち、下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項に規定する事業計画に定められた区域とする。

(2) 排水人口は、18,000人とする。

(3) 1日最大排水量は、9,800立方メートルとする。

4 農業集落排水事業の経営の規模は、次のとおりとする。

(1) 排水区域は、沢、土屋、川崎反町、境林、木幡及び館ノ川の各一部とする。

(2) 排水人口は、2,890人とする。

(3) 1日最大排水量は、781立方メートルとする。

第2条に次の1項を加える。

5 コリーナ矢板排水処理事業の経営の規模は、次のとおりとする。

(1) 排水区域は、大槻、石関及び玉田の各一部とする。

(2) 排水人口は、6,800人とする。

(3) 1日最大排水量は、1,836立方メートルとする。

第3条第1項中「地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）」を「法」に、「地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）」を「令」に、「水道事業」を「上下水道事業」に改め、同条第2項中「水道事業の管理者」を「水道事業の管理者の権限を行う市長及び下水道事業の管理者の権限を行う市長」に改める。

第4条中「水道事業」を「上下水道事業」に改める。

第5条中「第243条の2第4項」を「第243条の2第8項」に、「水道事業」を「上下水道事業」に改める。

第6条中「水道事業」を「上下水道事業」に改める。

第7条第1項及び第2項第3号中「水道事業」を「上下水道事業」に改め、同条第3項中「やむをえない」を「やむを得ない」に改める。

（矢板市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第9条 矢板市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和43年矢板市条

例第10号)の一部を次のように改正する。

第4条中「管理者」を「水道事業の管理者の権限を行う市長及び下水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)」に改める。

第15条第2項中「準ずるものとして市長が定める者」を「準ずるものとして管理者が定める者」に、「その他市長が定める者」を「その他管理者が定める者」に、「市長が定める期間」を「管理者が定める期間」に、「介護をするため、市長が」を「介護をするため、任命権者が」に改める。

(矢板市水道事業給水条例の一部改正)

第10条 矢板市水道事業給水条例(平成10年矢板市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第3条中「市長」を「水道事業の管理者の権限を行う市長(第18条第2項及び第21条第1項中「善良な管理者」とある部分を除き、以下「管理者」という。)」に改める。

第5条、第6条、第7条ただし書、第8条第1項から第3項まで、第9条第1項及び第2項、第10条第1項及び第3項、第11条第1項、第12条第1項、第14条から第17条まで、第18条第1項、第19条、第20条第2項、第21条第1項及び第2項ただし書、第22条第1項、第25条、第26条第1項、第28条第1項、第29条ただし書、第30条第1項及び第3項ただし書、第31条第1項ただし書、第32条から第36条まで、第39条並びに第41条中「市長」を「管理者」に改める。

(矢板市コリーナ矢板排水処理施設補修基金条例の廃止)

第11条 矢板市コリーナ矢板排水処理施設補修基金条例(平成24年矢板市条例第5号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の各条例の規定によりなされた承認、検査その他の処分又は申込み、届出、その他の手続は、改正後の各条例の相当規定によりなされたものとみなす。

議案第9号

矢板市個人情報保護条例の一部改正について

矢板市個人情報保護条例の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和元年11月29日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

矢板市条例第 号

矢板市個人情報保護条例の一部を改正する条例

矢板市個人情報保護条例（平成17年矢板市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第13条第3項を削る。

第14条第2項中「、同条第3項の規定による開示請求にあつては開示請求に係る保有個人情報の本人の遺族等であること。」を削る。

第26条中第3項を削り、第4項を第3項とする。

第27条第2項中「、同条第3項の規定による訂正請求にあつては訂正請求に係る保有個人情報の本人の遺族等であること。」を削る。

第33条中第4項を削り、第5項を第4項とする。

第34条第2項中「、同条第4項の規定による利用停止請求にあつては利用停止請求に係る保有個人情報の本人の遺族等であること。」を削る。

第42条の6第1号中「、成年被後見人又は被保佐人」を削り、同条中第8号を第9号とし、第2号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 心身の故障により前条第1項の提案に係る実施機関非識別加工情報をその用に供して行う事業を適正に行うことができない者として規則で定めるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第10号

矢板市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正に  
ついて

矢板市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を、  
別紙のように定める。

令和元年11月29日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

矢板市条例第 号

矢板市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正  
する条例

第1条 矢板市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和56年矢板市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の167.5」の次に「、12月に支給する場合には100分の172.5」を加える。

第2条 矢板市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「、6月に支給する場合には100分の167.5、12月に支給する場合には100分の172.5」を「100分の170」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の矢板市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成31年4月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の矢板市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改

正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第 1 1 号

矢板市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

矢板市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和元年 1 1 月 2 9 日提出

矢板市長 齋 藤 淳一郎

矢板市条例第 号

矢板市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第1条 矢板市長等の給与及び旅費に関する条例（昭和43年矢板市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の167.5」の次に「、12月に支給する場合には100分の172.5」を加える。

第2条 矢板市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「、6月に支給する場合には100分の167.5、12月に支給する場合には100分の172.5」を「100分の170」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の矢板市長等の給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成31年4月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の矢板市長等の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第 1 2 号

矢板市職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について

矢板市職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和元年 1 1 月 2 9 日提出

矢板市長 齋 藤 淳一郎

矢板市条例第 号

矢板市職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

(矢板市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 矢板市職員の給与に関する条例(昭和30年矢板市条例第50号)の一部を次のように改正する。

第19条第1項中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第4項中「、若しくは失職し」を削る。

第19条の2第2号中「(同法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)」を削る。

第20条第1項中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第2項第1号中「、若しくは失職し」を削り、「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の112.5)」の次に「、12月に支給する場合には100分の97.5(特定幹部職員にあつては、100分の117.5)」を加える。

第21条第7項中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第3条関係)

行政職給料表

職員 \ 職務	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
---------	----	----	----	----	----	----	----

の区 分	の級 号給	給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900
	2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500
	3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900
	4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500
	5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400
	6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900
	7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200
	8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700
	9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100
	10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800
	11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400
	12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100
	13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500
	14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800
	15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000
	16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400
	17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200
	18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200
	19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100
	20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900
	21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800
	22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600
	23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400
	24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300
	25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700	416,100
	26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600	417,600

27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600	419,100
28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600	420,700
29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100	422,300
30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900	423,600
31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700	424,900
32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100
33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300
34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600
35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900
36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100
37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300
38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100
39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900
40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700
41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300
42	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000
43	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700
44	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400
45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200
46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000
47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400
48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100
49	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600
50	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000
51	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400
52	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800
53	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200
54	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600

	55	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000
	56	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300
	57	223,800	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600
	58	224,600	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000
	59	225,400	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300
	60	226,100	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600
再任	61	226,800	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900
用職	62	227,800	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	
員以	63	228,600	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	
外の	64	229,400	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700	
職員	65	230,100	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	
	66	230,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300	
	67	231,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600	
	68	232,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900	
	69	233,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100	
	70	234,000	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400	
	71	234,500	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700	
	72	235,200	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000	
	73	236,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200	
	74	236,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500	
	75	237,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800	
	76	237,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000	
	77	238,400	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200	
	78	239,100	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500	
	79	239,800	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800	
	80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000	
	81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200	
	82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500	

83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300	
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600	
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000	
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300	
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600	
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800	
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000	
94		294,900	342,600			
95		295,200	343,100			
96		295,600	343,500			
97		295,800	343,700			
98		296,100	344,100			
99		296,500	344,500			
100		296,900	344,800			
101		297,100	345,100			
102		297,400	345,500			
103		297,800	345,900			
104		298,100	346,300			
105		298,300	346,800			
106		298,600	347,200			
107		299,000	347,600			
108		299,300	348,000			
109		299,500	348,500			
110		299,900	348,900			

	111		300,300	349,200				
	112		300,600	349,500				
	113		300,800	350,000				
	114		301,000					
	115		301,300					
	116		301,700					
	117		301,900					
	118		302,100					
	119		302,400					
	120		302,700					
	121		303,100					
	122		303,300					
	123		303,600					
	124		303,900					
	125		304,200					
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800

第2条 矢板市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第10条の2第1項各号中「12,000円」を「16,000円」に改め、同条第2項中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第1号中「掲げる額」を「定める額」に改め、同号ア中「23,000円」を「27,000円」に、「12,000円」を「16,000円」に改め、同号イ中「23,000円」を「27,000円」に、「16,000円」を「17,000円」に改める。

第20条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の92.5」を「100分の95」に、「100分の112.5）、12月に支給する場合には100分の97.5（特定幹部職員にあつては、100分の117.5）」を「1

00分の115」に改める。

(一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第3条 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成17年矢板市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「100分の167.5」を「、6月に支給する場合には100分の167.5、12月に支給する場合には100分の172.5」に改める。

別表第1中「374,000」を「375,000」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第9条関係）

任期付職員給料表

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
給料月額	円	円	円	円	円
	163,400	202,300	226,500	258,200	277,900

第4条 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「、6月に支給する場合には100分の167.5、12月に支給する場合には100分の172.5」を「100分の170」に改める。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和2年4月1日から施行する。

2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。

(1) 第1条の規定による改正後の矢板市職員の給与に関する条例（以下「給与条

例」という。)の規定(次号に掲げる規定を除く。)及び第3条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(以下「任期付職員条例」という。)の規定(同号に掲げる規定を除く。) 平成31年4月1日

(2) 第1条の規定による改正後の給与条例第20条第2項の規定及び第3条の規定による改正後の任期付職員条例第10条第2項の規定 令和元年12月1日  
(給与の内払)

第2条 第1条の規定による改正後の給与条例又は第3条の規定による改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例又は第3条の規定による改正前の任期付職員条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(住居手当に関する経過措置)

第3条 第2条の規定の施行の日(以下この項において「一部施行日」という。)の前日において同条の規定による改正前の給与条例第10条の2の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員であつて、一部施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅(貸間を含む。)を借り受け、家賃(使用料を含む。以下この項において同じ。)を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの(市規則で定める職員を除く。)に対しては、一部施行日から令和3年3月31日までの間、第2条の規定による改正後の給与条例第10条の2の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額(当該住居手当に係る家賃の月額に変更があつた場合には、当該相当する額を越えない範囲内で市規則で定める額。第2号において「旧手当額」という。)から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。

(1) 第2条の規定による改正後の給与条例第10条の2第1項各号のいずれにも該当しないこととなる職員

(2) 旧手当額から第2条の規定による改正後の給与条例第10条の2第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員

2 前項に定めるもののほか、同項の規定による住居手当の支給に関し必要な事項は、市規則で定める。

(市規則への委任)

第4条 前2条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

議案第13号

矢板市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

矢板市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和元年11月29日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

矢板市条例第 号

矢板市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

矢板市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年矢板市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第15条第3項を次のように改める。

- 3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第14号

矢板市城の湯やすらぎの里設置及び管理条例の一部改正について

矢板市城の湯やすらぎの里設置及び管理条例の一部を改正する条例を、別紙のよ  
うに定める。

令和元年11月29日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

矢板市条例第 号

矢板市城の湯やすらぎの里設置及び管理条例の一部を改正する条例

矢板市城の湯やすらぎの里設置及び管理条例（平成17年矢板市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第3号を削る。

別表第3の(5) 城の湯ふれあい館の表中「2時間30分」を「4時間」に、「200円」を「400円」に改め、同表備考3中「、調理研究室及びバーベキュー炉」を「又は調理研究室」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第15号

市道路線の認定について

下記市道路線の認定については、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年11月29日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

記

路線番号	路線名	起 点	備 考
		終 点	
2187	東町富田1号線	矢板市東町	
		矢板市富田	

議案第16号

栃木県市町村総合事務組合同規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、栃木県市町村総合事務組合同規約の一部を、別紙のとおり変更する。

令和元年11月29日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

## 栃木県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約

栃木県市町村総合事務組合同規約（平成18年栃木県指令市町村第1212号）の一部を次のように改正する。

別表第2第4条第4号に掲げる事務の項中「日光市」を「日光市 小山市」に、「塩谷広域行政組合」を「塩谷広域行政組合 小山広域保健衛生組合」に改める。

別表第2第4条第5号に掲げる事務の項中「日光市」を「日光市 小山市」に改める。

### 附 則

この規約は、令和2年4月1日から施行する。